

## 倫理法・倫理規程セルフチェックシート 基礎編

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。  
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	倫理規程は、職員の職務と利害関係のある事業者等や個人との間の行為について規定しているが、この「事業者等」とは、営利目的事業を営んでいる者を指し、国はもとより、公益法人や地方公共団体等は含まれない。	
2	補助金交付の事務に携わっている場合、補助金の申請者だけでなく、申請が認められ、現にその補助金の交付を受けて交付対象の事務・事業を行っている者は、利害関係者になる。	
3	「事業の発達、改善及び調整」に関する事務を所掌している場合、その対象になる事業を行っている事業者等(いわゆる所管業界の企業等)は、たとえ許認可や補助金交付の関係がなくても、利害関係者になる。	
4	自分が契約に関する事務に携わっている場合、かつて契約関係があったが現在は契約関係がなく、契約を申し込む予定もないような企業は、利害関係者にはならない。	
5	自分が異動した場合、異動前に自分の利害関係者だった企業が引き続き後任者にとっての利害関係者になっても、今の自分のポストでその企業と仕事上の関係がなければ、自分にとっては利害関係者にならない。	
6	多くの人が出席する立食パーティーなら、利害関係者が主催するものであっても、倫理規程上の問題はない。	
7	利害関係者から接待を受けることは禁止されているが、仕事で出席した会議で、弁当の提供を受けることは、利害関係者からであっても認められる。	
8	自分の分の費用を負担して、利害関係者と共に飲食をする場合であっても、自分の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への届出が必要である。	
9	利害関係者である業者が「課の皆さんでどうぞ」と言ってビール券を置いていったので、課の懇親会で使った、また、一部をその業者と利害関係のない隣の課におすそ分けをし、その課でも懇親会で使った、というようなケースは、個人で使ったわけではないので、倫理規程上の問題はない。	
10	利害関係者からのせん別は、1万円以内であれば受け取ることができる。	

番号	問 題	解答欄
11	利害関係者の家族が亡くなった場合、香典を出すことは問題ないが、それに対する香典返しは、どのようなものであれ、受け取ることはできない。	
12	無償で利害関係者から物品を借りることは禁止されているので、仕事で利害関係者を訪問したときも、ボールペン1本であっても借りることは認められない。	
13	無償で利害関係者からサービスの提供を受けることは禁止されているので、仕事で利害関係者を訪問したときに、経費で帰りのタクシーを用意と言われても、提供を受けることは認められない。	
14	利害関係者とのゴルフは禁止されているので、自分が会員となっているゴルフ場で、ゴルフクラブの指定によってたまたま利害関係者と一緒の組になった場合でも、一緒に回ることはできない。	
15	利害関係者と一緒に旅行をすることは、自分の分の費用を負担していれば倫理規程上の問題はない。	
16	私的な関係がある利害関係者との行為は、禁止行為でも例外として認められ得るが、この「私的な関係」には、仕事を通じて知り合って親しくなった関係も含まれる。	
17	利害関係者でない事業者等からでも、何度も繰り返し接待を受けることは、倫理規程上問題がある。	
18	国の補助金や経費で作成される書籍等であっても、実際にその監修作業を行った場合には監修料を受け取ることができる。	
19	利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた原稿料や監修料については、氏名や府省名を明らかにしないで行った場合であれば、贈与等報告書を提出する必要はない。	
20	贈与等報告書を提出しなかったり、虚偽の事項を記載したりすると、懲戒処分の対象になる。	